

平成23年度 第6回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	河川	あさひがわ 旭川総合水系環境整備事業	旭川は、岡山県の中央部に位置し、その源を岡山県真庭市蒜山の朝鍋鷺ヶ山に発し、途中、新庄川、目木川、備中川等の支川をあわせて南流し、岡山市御津において宇甘川を合流し、岡山市三野において百間川を分派した後、岡山市の中心部を貫流して児島湾に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成11年度 事業着手 平成20年度 再評価	☆ 再評価後3年経過	事業継続	
2	河川	ひのがわ 日野川総合水系環境整備事業	日野川は、その源を鳥取県日野郡日南町の三国山に発し、法勝寺川や印賀川、俣野川等を合わせて、日本海に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成17年度 事業着手	※ 事業採択後 7年継続中	事業継続	
3	河川	おおたがわ 太田川総合水系環境整備事業 (太田川河川マリーナ)	太田川市内派川には、多くのプレジャーボートが不法係留されており、橋脚等へ引っかかることによる洪水被害の助長のおそれや油流出、騒音、景観阻害、河川利用の阻害となるなど様々な問題を引き起こしてきた。 太田川河川マリーナは、太田川市内派川に不法係留されているプレジャーボートを収容する施設として広島市と共同で整備を行うものである。	昭和63年度 事業着手 平成19年度 再評価	☆ 再評価後4年経過	中止	

【事後評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	事業年度	備考
1	河川	おおたがわ 太田川総合水系環境整備事業 (フォローアップ)	太田川は、その源を廿日市市吉和の冠山に発し、柴木川、滝山川、水内川などの支流を集めて流下し、広島市安佐北区可部町付近で根谷川、三篠川を合流する。その後、広島デルタを南南西に流れ、広島市街地に入り旧太田川を分流し、旧太田川はさらに京橋川、猿猴川、天満川、元安川を分流して広島湾に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、良好な水環境や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成7年度～平成19年度	
2	営繕	ほつかいち 廿日市地方合同庁舎	廿日市地方合同庁舎は、廿日市市内に散在していた税務署、法務支局、労働基準監督署の3官署を集約・立体化し、施設の老朽化、業務の多様化等による狭あい化を解消し、併せて耐震性の確保、環境負荷低減及びユニバーサルデザインを取り入れる等、業務効率の向上を目指した合同庁舎として整備したものである。 規模：鉄筋コンクリート造 4階建て 他 延べ面積4,264㎡	平成17年度～平成20年度	

※事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

実施要領が改定され「長期間」とは平成21年度までは「10年間」、平成22年度からは「5年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：5～10年)

☆再評価実施後一定期間が経過している事業

実施要領が改定され「一定期間」とは平成21年度までは「5年間」、平成22年度からは「3年間」となったため年数は一定値とならない。(年数：3～5年)